

野田市水道部お客様センター使用規定

1. 物件

委託者は、下記表示の物件（以下「本物件」という。）を受託者に無償で使用させるものとする。

- (1) 物件名 野田市水道部お客様センター
- (2) 所在地 野田市中根324番地の4
- (3) 種別 水道用施設 管理事務所
- (4) 規模構造 鉄骨造2階建（延床面積740.94㎡）

2. 駐車場

- (1) 受託者が所有する自動車及び従業員の自動車については、水道部敷地内にある委託者の駐車場を13台分を無償で使用できるものとする。
- (2) 前項以外への駐車は通常できないものとする。
ただし、委託者の承諾を得れば一時的に使用できるものとする。
- (3) 受託者が所有する自動二輪車については、本物件北側の駐輪場を無償で使用できるものとする。

3. 使用目的

- (1) 受託者は、野田市水道部お客様センター（以下「お客様センター」という。）を水道料金等関連業務包括委託業務として使用するものとし、これ以外の用途に使用することはできない。
- (2) 業務終了後は、本物件の施錠及び委託者の門扉の施錠を行うこと。
- (3) 敷地内にお客様がいないことを確認し退場すること。
- (4) 土日・祝日については、委託者の承諾を得れば使用できるものとする。
- (5) 委託者の駐車場を営業時間以外に使用することはできない。
ただし、委託者の承諾を得れば一時的に使用できるものとする。

4. 使用期間

使用期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

5. 資産区分

- (1) 本物件における資産区分は、別表1、2のとおりとする。
- (2) 使用期間中に変更等が生じた場合は、その都度、委託者、受託者とも報告するものとする。

6. 施設管理費

- (1) 本物件に係る施設管理費は以下の費用とする。
 - ア. 機械警備費
 - イ. 消防設備保守点検費
 - ウ. 昇降機保守点検費
 - エ. 定期清掃費（年1回又は2回）

オ. 自動ドア保守点検費

カ. マットレンタル費

キ. 空調機保守点検費（3年に1度）

(2) 本物件に係る施設管理費については、委託者が契約行為を行い、その契約額を受託者は施設管理費として委託者の請求に従い、速やかに支払うものとする。

(3) 施設管理費の請求は年度単位に行い、各年度末に請求するものとする。

7. 諸経費等

(1) 受託者は、本物件の使用により生ずる消耗品及びガス使用料・上下水道料・廃棄物処理料等の諸経費の一切を負担するものとする。

(2) 委託者がこれらの費用を立て替えた場合は、受託者は委託者の請求に従い、速やかに支払うものとする。

8. 電話料

(1) 受託者が設置した電話機の電話料は受託者負担とする。

(2) 委託者が設置したお客様センター代表番号の電話料は委託者負担とする。

9. 電気料（冷暖房費）

(1) 本物件の電気は、委託者の電気室から受電しているため、本物件に設置してある子メーターの使用量を毎月検針し、委託者の電気料から按分して算出する。

(2) 電気料の算出は委託者が行い、算出した電気料について、受託者は委託者の請求に従い、速やかに支払うものとする。

10. 日常清掃

(1) 受託者は、お客様センターの日常的な清掃や整理整頓を行い、お客様や業務従事者が快適に利用できるよう努めるものとする。

11. 内装工事

(1) 受託者は、お客様センターの運営に必要な内装工事について、本物件における調和、品位、美観を保つようにしなければならない。

(2) 内装工事による造作の新設、変更、修繕及び模様替え等は、受託者の負担とし、あらかじめ委託者に対し詳細な設計書及び図面を提出し、委託者の承認を得なければ着手してはならない。

(3) 内装工事の施工について、受託者は委託者の指示、監督に従い、工事が完了したときは、委託者に報告しなければならない。

(4) 受託者が委託者の承認済設計及び図面と異なる工事をするとき、委託者はその工事を中止させることができる。

12. 禁止事項

受託者は、次の各号に該当する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請し、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでは

ない。

- (1) 名称の如何を問わず、本物件の全部又は一部を第三者に転貸もしくは使用させること。
- (2) 本物件内に自ら居住し、又は第三者を居住又は宿泊させること。
- (3) 委託者の承諾なく、本物件の全部もしくは一部を休業し、又は閉鎖すること。
- (4) 第三者の迷惑となる行為、その他本物件に損害を及ぼすような行為をすること。
- (5) 本物件の使用部分を超えて、広告物の掲出もしくは広告宣伝活動等を行うこと。

1 3. 修繕

- (1) 受託者が本物件へ持ち込む資産等の修繕は、受託者の責任と負担において行うこと。
- (2) 施設管理費の項目にある機械警備、消防設備、昇降機、自動ドア、空調機についての保守、修繕は委託者が行うものとする。
- (3) その他備品等の修繕が必要な事由が発生したときは、委託者、受託者が協議の上、行うものとする。
- (4) 受託者が本物件内の建物構造その他使用資産に影響を与える工事が発生するときは、受託者の費用負担によりこれを施工する。この場合、受託者はあらかじめ書面により申請し、委託者の書面による承諾を得なければならない。

1 4. 指示等の遵守

受託者は、本物件の使用に関し、本物件の便宜並びに秩序維持のため、委託者の指示事項があったときは、異議なくこれに従うものとする。

1 5. 受託者の管理責任

- (1) 受託者は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、本物件内外の美観の保持・環境の浄化・駐輪対策・各種防災等の対策に万全を図らなければならない。
- (2) 受託者は、本物件に修繕を要し又は災害防止上、必要とする措置をとるべき箇所が生じたときは、速やかに委託者に通知し、かつ緊急措置をとらなければならない。

1 6. 立入検査等

委託者又は委託者の指定した者は、検査その他保守管理上、必要があるときはいつでも本物件に立入ることができる。

1 7. 損害賠償

- (1) 受託者又は受託者の従業員及び関係者等の故意又は過失により、委託者又は顧客あるいは第三者が損害を被ったときは、受託者は、原因の如何にかかわらず、一切の損害を賠償しなければならない。

- (2) 受託者が顧客又は第三者に損害を与え、これにより委託者の信用を害し、委託者に損害を与えたときは、受託者は、原因の如何にかかわらず、委託者の信用を回復するための必要な措置を講じ、かつ、損害を賠償する。

18. 免責事項

地震、火災、水害等の災害、盗難、その他委託者の責に帰することのできない事由によって受託者が被った損害は、委託者はその責を負わない。

19. 原状回復・明渡し

- (1) 野田市水道料金等関連業務包括委託の委託契約期間の終了及びその他の事由により契約が終了したとき、受託者（その清算人、管財人、法定代理人その他地位承継者等を含む。）は、遅滞なく本物件を原状に回復して、委託者に明け渡さなければならない。

なお、原状とは、委託者が受託者に本物件を引渡したときの状態をいう。

- (2) 前項の原状回復は、次の各号による。

ア. 受託者は、委託者の定める期間内に受託者所有の設備、造作、商品その他一切の物件を受託者の費用と責任において撤去し、本物件を原状に回復する。

イ. 受託者が前号の期間内に原状に回復をしないときは、受託者は当該設備、造作、商品その他一切の動産等残置物（以下「残置物」という。）についての所有権を放棄したものとし、委託者は、受託者の費用負担により自ら残置物を撤去、処分することができる。

ウ. 前号により委託者が原状回復に要した費用については、受託者の負担とする。

エ. 前各号による原状回復及び明渡しに当たり、受託者は、名目の如何を問わず、委託者に対して金銭その他（造作・設備の買取り・有益費の償還等を含む。）を請求することができない。

- (3) 契約終了後、受託者が本物件の明渡しを遅滞したときは、遅滞のため委託者に生じた一切の損害を賠償しなければならない。

20. 損害保険

受託者は、盗難等による損害を補てんするため、本物件内外の受託者の財産並びに委託者及び第三者に対する賠償責任に対し、受託者の負担において損害保険を付すものとする。

21. 協議事項

本規定に定めのない事項が発生した場合、又は本規定に疑義が生じた場合は、その都度双方誠意をもって協議し、解決するものとする。

別表1

資産区分表

		委託者	受託者	備考
建築関係	建物躯体	全資産	-	
	屋根	全資産	-	
	床	全資産	-	
	巾木	全資産	-	
	天井	全資産	-	
	壁	全資産	-	
建具設備	ガラス・網戸	全資産	-	破損、故障は受託者負担
	ブラインド	全資産	-	
	給湯室（流し台・コンロ台）	全資産	-	破損、故障は受託者負担
	スロープ・手すり	全資産	-	
	更衣室（洗面台）	全資産	-	生ずる消耗品は受託者負担
	昇降機	全資産	-	
	自動ドア	全資産	-	
電気設備関係	幹線設備	全資産	-	
	動力・電灯設備	全資産	-	
	コンセント	全資産	-	
	照明	全資産	-	
	インターホン	全資産	-	
	テレビ受信設備	全資産	-	
	電話	委託者が設置したもの	受託者が設置したもの	
	複写機	-	全資産	
	機械警備	全資産	-	
給排水衛生設備	空調設備	全資産	-	
	給水設備	全資産	-	
	排水設備	全資産	-	
	ガス設備	全資産	-	プロパンガス設置は受託者負担
	給湯設備	全資産	-	生ずる消耗品は受託者負担
	換気設備	全資産	-	
	衛生器具設備	全資産	-	生ずる消耗品は受託者負担
設備 防災	自動火災報知設備	全資産	-	
	消火器	全資産	-	
外構	駐輪場	全資産	-	
	室外機	全資産	-	
	廃棄物置場	全資産	-	
備品	別表2のとおり	全資産	-	

別表 2

備品一覧

No.	品名	個数	品番
1	会議室用テーブル	15	NAIKI 品番 KFTN1860PT-LW
2	会議室用チェア	40	NAIKI 品番 E473FC-1-GR
3	受付窓口用チェア	10	NAIKI 品番 E472C-1-BL
4	ロビーチェア	2	NAIKI 商品コード RC180-57S-LBLN
5	更衣室ロッカー	8	JOINTEX 商品コード 706-859
6	書庫ラック	18	SPAC 中軽量ラック (SPLR 型 150 kg)
7	ステーションボックス	1	#800C標準タイプ 商品コード 586148
8	案内板 幅 365mm	1	JOINTEX 商品コード 707-080
9	案内板 幅 515mm	1	JOINTEX 商品コード 707-081
10	傘立	1	JOINTEX 商品コード 754-640
11	掃除機	1	JOINTEX 商品コード 703-889